

ベトナム産りゅうがんの生果実の 輸入解禁について

(植物防疫法施行規則の一部改正案及びベトナムから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の制定に関する公聴会)

全体総括説明

令和4年10月

農林水産省

消費・安全局植物防疫課

植物防疫法（抜粋）

第一条（法律の目的）

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

（中略）

第七条（輸入の禁止）

何人も、次に掲げる物（以下「輸入禁止品」という。）を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるもの

（以下略）

植物防疫法施行規則（抜粋）

第九条（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

法第七条〔輸入の禁止〕第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物

（以下略）

植物検疫における輸入解禁について

輸出国が、輸入禁止の理由となる検疫有害動植物の我が国への侵入を確実に防止できる検疫措置を実施



輸入解禁

(参考) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(WTO/SPS協定)
第2条 基本的な権利及び義務 第2項

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、……、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

検疫措置の例

【消 毒】

- ・低温処理(カンキツ類など)
- ・蒸熱処理(マンゴウ、パパイヤなど)
- ・臭化メチルくん蒸(さくらんぼなど)

【病害虫無発生地域】

- ・中国産メロン、かぼちゃ
- ・豪州産カンキツ属

など

【複数措置の組合せ】

- ・NZ産、豪州産、米国産 さくらんぼ

など

など

ベトナム産りゅうがんの生果実の 輸入解禁について

植物防疫法施行規則別表第二（第九条関係）
（抜粋）

省令改正の概要（改正案）

地域	植物	備考 （対象とする検疫有害動植物）
一（略） ニインド、インドネシア、（中略）、ベトナム、（以下略）	（略） かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びびみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）（中略）、 りゅうがん （付表第七十七に掲げるものを除く。）、（以下略）	（略） <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex （「ミカン」ミバエ種群）
三十七（略）	（略）	（略）

付表

一七十六（略）

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

ベトナム産りゅうがんの生果実に 係る農林水産大臣が定める基準案の概要

- 船積又は航空貨物として輸入されたものであること
- ベトナム植物防疫機関による輸出検査及び植物検疫証明書の発行
- こん包、束ねたこん包又は低温処理コンテナの封印
- 各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検疫終了表示および仕向地表示
- 低温による消毒（低温処理施設又は低温処理コンテナにおいて、1.3℃以下・13日間）
- 輸出検査及び消毒が的確に実施されていることを日本側植物防疫官が確認

ベトナム産りゅうがんの検疫措置

低温処理施設又は低温処理コンテナでの低温処理

日本側植物防疫官による確認
(ベトナム植物防疫機関による検査及び消毒が的確に実施されていることを確認。)

